

## 納付が困難な場合は申請を

# 国民年金保険料の免除制度

国民年金では、一定の要件に該当したときに保険料が免除されます。今年度は新型コロナウイルスの影響による臨時特例措置が新たに設けられました。

国民年金保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどの障害基礎年金・遺族基礎年金や、将来のための老齢基礎年金が受け取れなくなってしまう可能性があります。納めることが困難な場合は、免除制度を利用しましょう。

## 免除制度

免除の区分は全額免除、一部免除、納付猶予があります。学生は特例制度が受けられます。

● **全額免除・一部免除**  
所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

承認期間／原則7月から翌年6月

● **納付猶予**  
所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

承認期間／原則7月から翌年6月

● **学生納付特例制度**  
所得審査対象／大学や専門学校

などの学生

承認期間／原則4月から翌年3月

《共通事項》

所得審査対象全員が次のいずれかに該当することが要件です。

○ 前年の所得が基準額以下の人  
○ 退職した人や事業が廃止となった人

○ 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人

○ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

○ 特別障害給付金を受けている人

※全額免除、納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し

出をしている場合は、申請する必要があるありません。

## 新型コロナウイルスの影響による臨時特例措置

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

要件／新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降に収入が減少し、相当程度の所得低下が見込まれる人

## 申請に必要なもの

● 申請書

● マイナンバーの分かるもの

● 家族が申請する場合は、印鑑と運転免許証、保険証など本

人確認のできるもの

● 退職などの場合は、雇用保険受給資格者証の写しなど、退職したことが確認できる書類

● 学生は、学生証(コピー可)または在学証明書

● 新型コロナウイルスの影響による臨時特例措置を申し込む人は、臨時特例用の所得の申立書

## 郵送での申し込みを協力

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、郵送での申請に協力してください。申請書と臨

## 知っておこう

### 免除制度などを利用すると

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし表にあるとおり、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

10年以内であれば追納して、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○ <sup>※1</sup>	○
一部免除 <sup>※2</sup>	○	○ <sup>※3</sup>	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間内の未納がないことが必要。

※3 納付割合に応じて反映。

時特例用の所得の申立書は日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードできます。

## 申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所  
〒287-8585 香取市  
佐原口2116-1  
☎0478-541442  
市保険年金課高齢者医療年金班  
〒289-2595 旭市二の1920  
☎62-5332